

2015年7月13日

東京都クラブユース連盟加盟クラブ 各位

東京都クラブユース連盟
理事長 折井 良夫

サッカー競技中の飲水について

表題の件に関しまして、2011年5月のJFA理事会にて「競技中の飲料は水に限らないものとし、いわゆるスポーツドリンクの摂取すること」が承認されております。近年の気候変動に伴い、夏季における暑熱下での競技においては熱中症による事故も社会問題となっております。そこで再度、周知徹底したく日本サッカー協会、審判委員会から2011年に届いています通達文から抜粋したものを下記に記載しますのでご確認頂き実践頂きたいと思っております。

チームスタッフ、選手へのご指導を宜しくお願い致します。

記

1. 「競技中の給水」に関する決定事項

競技者が競技時間内に摂取できる飲料は、水のみならず、水以外の飲料（いわゆる“スポーツドリンク”等）であってもよい。

<理由>

近年の気候変動に伴い、夏季における暑熱下での競技において暑熱対策としては水だけでは不十分であり、熱中症防止のためには水分とミネラル分を効率よく補給することが必要であるため。

<いわゆる“スポーツドリンク”とは>

体液にほぼ等しい浸透圧を持ち、効率よく水分を補給させ、なおかつ体に負担をかけないように考慮されている飲料をいう。

2. 競技運用時における確認事項

水以外の飲料を使用にあたっては芝生などを傷めてしまう可能性がありますので、会場責任者が水以外の持ち込み可否及び摂取可能エリアについて、使用会場に確認を取り、運用を決定する。

以上